

投資信託の取引に係るご注意

投資信託の取引は、投資信託に組み入れられる有価証券の値動き等により基準価額が上下しますので、投資元本を割り込み損失を被ることがあります。

本取引の内容等を十分ご理解の上、お取引いただきますようお願いいたします。

お取引内容に関するご確認・ご相談や苦情等につきましては、当社までお申し出ください。なお、お取引についてのトラブル等は、以下のADR^(注)機関における苦情処理・紛争解決の枠組みの利用も可能です。

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター

電話番号 0120 - 64 - 5005 (フリーダイヤル)

(注) ADR とは、裁判外紛争解決制度のことで、訴訟手続によらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続をいいます。

目論見書補完書面（外貨建投資信託）

（この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお渡しするものです。）

この書面、および目論見書の内容をよくお読みください。

クーリング・オフの適用について

当ファンドのお取引に関しましては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用対象とはなりませんので、ご注意ください。

手数料など諸費用について

- ・当ファンドの手数料など諸経費の詳細は目論見書をご覧ください。
- ・お申込手数料、信託報酬などお客さまにご負担をいただきます諸経費の合計額、および種類毎の金額については、実際のお申込金額、保有期間等に応じて異なる場合がありますので、表示することができません。
表示する手数料は、消費税を含んでいます。（2012 年 9 月現在の税率 5%）
消費税率は、2014 年 4 月に 8%、2015 年 10 月に 10%に引き上げることが閣議決定されています。
消費税とは別にお取引により生じた利益には 2013 年 1 月 1 日から 2037 年 12 月 31 日までの間、復興特別所得税（2.1%）が課せられます。復興特別所得税は、上場株式・公募投資信託の配当と売買益、債券の利子、デリバティブ取引の利益を対象とする付加税です。
- ・外貨建投資信託の場合の適用為替レートに関しましては、売買、償還等にあたり、円貨と外貨、または異なる外貨間での交換をする際には、外国為替市場の動向に応じて当社が決定した為替レートによるものとします。

【当ファンドに係る金融商品取引契約の概要】

当社は、ファンドの販売会社として、募集の取扱い及び販売等に関する事務を行います。

【当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要】

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社においてファンドのお取引や保護預けを行なわれる場合は、以下によります。

- ・お取引にあたっては、保護預り口座、振替決済口座又は外国証券取引口座の開設が必要となります。
- ・お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金の全部又は一部を（前受金等）お預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- ・前受金等を全額お預けいただいていない場合、当社との間で合意した日までに、ご注文に係る代金

又は有価証券をお預けいただきます。

- ・ ご注文いただいたお取引が成立した場合（法令に定める場合を除きます。）には、「取引報告書」をお客様にお渡しいたします（郵送又は電磁的方法による場合を含みます。）

【当ファンドのお取引に係るその他ご留意事項】

- ・ ファンドにより、1日当たりの換金金額が制限される場合があります。
- ・ 換金により受益権の総口数が一定水準を下回った場合には、繰上げ償還される場合があります。

【当ファンドの販売会社の概要】

商号等	カブドットコム証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第61号
所在地	〒100-0004 東京都千代田区大手町1-3-2 経団連会館6F
加入協会	日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター 所在地：東京都中央区日本橋茅場町2-1-13 第三証券会館 電話番号：0120-64-5005 受付時間：9：00～17：00（土日祝を除く）
設立年月	平成11年11月19日
資本金	71.96億円（平成24年8月31日現在）
主な事業	金融商品取引業
連絡先	0120-390-390（フリーコール） 03-6688-8888（携帯・PHS）

以上

（平成24年9月）